

次のとおり、公募により提案を募集し、その内容を審査した上で、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年3月24日

警察共済組合北海道支部長

代理人 北海道警察本部長 友井昌宏

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 事業名

ア 令和7年度交番、駐在所長寿命化改修整備事業（A地区）

イ 令和7年度交番、駐在所長寿命化改修整備事業（B地区）

### (2) 事業の目的

本事業は、北海道警察における交番及び駐在所の長寿命化改修整備に関し、既存施設の機能維持及び性能の回復を図るとともに、居ながら改修を前提とした施工の安全性及び施工計画の確実性を確保するため、民間企業の優れた技術力及び施工計画力を活用し改修工事を実施することを目的とする。

### (3) 事業の名称及び数量

ア 駐在所改修 4棟（詳細は事業者募集要領による。）

(ア) 岩内警察署泊駐在所

(イ) 静内警察署朝日駐在所

(ウ) 函館中央警察署戸井駐在所

(エ) 深川警察署和駐在所

イ 駐在所改修 5棟（詳細は事業者募集要領による。）

(ア) 旭川中央警察署北野駐在所

(イ) 枝幸警察署歌登駐在所

(ウ) 帯広警察署駒場駐在所

(エ) 帯広警察署糠内駐在所

(オ) 紋別警察署滝上駐在所

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

参加者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

### (1) 単体企業の要件

ア 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、建築工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

エ 北海道における建築工事の競争入札参加資格が「A、B又はC等級」に格付されていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業者又は一般建設業者としての許可を有すること。

キ 北海道に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第1号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 過去15年間（平成23年度以降）に、元請けとして、請負金額が3,000万円以上（公共工事及び民間工事の合計）の北海道内での建築工事（引渡しを伴わない工事にあつては完成検査に合格した工事）を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が10分の2以上の場合のものに限るものとする。

ケ 次の要件を満たす者を工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

(ア) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。

(イ) 競争入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

コ 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。

(イ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

(ウ) 監理技術者補佐は、競争参加資格審査申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

(エ) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

(オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、本工事の工事場所が所在する総合振興局又は振興局管内の工事でなければならない。

(カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

サ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

シ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中

の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他社の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 経常建設共同企業体の要件

ア 経常建設共同企業体は、北海道における建設工事の競争入札参加資格が「A又はB等級」に格付されており、(1)のイ及びサの要件を満たしていること。

イ 構成員の数は、2社又は3社であること。

ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

エ 構成員は、(1)のアからウ、オからサまでの要件を満たしていること。

また、(1)のクの要件については、構成員1社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケ及びコの要件においては、工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。

オ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

カ 構成員の組合せは、北海道における建築工事の競争入札参加資格の格付けが「A、B又はC等級」に属する者で同一等級又は直近等級との組合せであること。

キ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は共同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 参加表明書の交付期間 令和8年3月24日（火）から令和8年4月6日（月）まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 参加表明書の交付場所

次の場所で交付する。

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係

なお、北海道警察本部のホームページ「施設課から入札などのご案内」においてダウンロードすることができる

(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>)

ウ 提出期限 令和8年4月6日（月）午後5時（必着）

エ 提出場所 3の(1)のイに同じ。

オ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

なお、持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 提案書の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和8年3月24日（火）から令和8年4月24日（金）まで（休日を除く。）の毎日  
午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 3の(1)のイに同じ。

#### 5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和8年4月24日（金）午後5時（必着）

(2) 提出場所 3の(1)のイに同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

なお、持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書等を審査し、最良の提案をした者（以下「選定事業者」という。）を選定する。

ただし、審査の結果、適当と認められる提案がない場合は、選定事業者を選定しないことがある。

#### 8 契約手続

選定事業者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途契約手続を行う。

#### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課契約係

(2) 所在地 〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 連絡先 011-251-0110(内線2301)

#### 10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書の内容についてヒアリングを実施する。

ヒアリングは、提案書に記載された内容の確認を目的として実施するものとし、新たな提案又は提案内容の変更は認めない。

ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。ただし、提案書の提出者数が5者を超える場合は、書類選考を行う。

(3) 選定結果及び選定事業者名は、公表する。

(4) この公募型プロポーザル方式は取りやめることがある。

(5) 詳細は、事業者募集要領による。